

兵庫県立大学人事委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、兵庫県公立大学法人組織規程（平成25年法人規程第1号。以下「組織規程」という。）第8条に規定する人事委員会（以下「人事委員会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「教員」とは、兵庫県公立大学法人就業規程（平成25年法人規程第25号）第2条に規定する教員をいう。

(職務)

第3条 人事委員会は、学長が理事長に対して申出を行う際の教員人事に関する選考及び審査を行うとともに、公正かつ適正な人事事務の遂行に資するため、次の各号に掲げる事務を行う。

- (1) 兵庫県公立大学法人学部長等選考規程(平成25年法人規程第17号)に基づく学部長等の選考及び解任の審査に関すること。
- (2) 兵庫県公立大学法人教員人事規程(平成25年法人規程第30号)に基づく教員の採用及び昇任の選考、配置換え及び兼務の審査並びに降任及び解雇の審査に関すること。
- (3) 兵庫県公立大学法人教員の任期に関する規程(平成25年法人規程第31号)に基づく教員の再任及び再々任、特別に任期を定めてする雇用並びに期間の定めのない労働契約への転換に係る審査に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法人の規程又は学長の指示に基づく事務に関すること。

(組織)

第4条 人事委員会は、次の各号の委員をもって構成する。

- (1) 学長
- (2) 副理事長（学長である副理事長を除く。）
- (3) 副学長
- (4) 事務局長
- (5) 前条各号に掲げる事務に応じ、学長が必要と認める者

(委員長)

第5条 人事委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、学長をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総理し、人事委員会を代表する。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 人事委員会は、委員長が招集する。

- 2 人事委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 人事委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長が審議に必要があると認めた場合は、人事委員会の同意を得て、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 人事委員会の庶務は、事務局経営企画部総務人事課において行う。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、人事委員会に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年4月1日改正)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年6月21日改正)

この規程は、令和4年6月21日から施行する。

附 則 (令和4年11月1日改正)

この規程は、令和4年11月1日から施行する。